

基勞補発 0710001 号  
平成 18 年 7 月 10 日

群 馬 労 働 局  
労 働 基 準 部 長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部補償課長  
( 契 印 省 略 )

労災診療費審査点検事務の補助に係る試行について (通知)

委託業務範囲については、平成 10 年 5 月 1 日付け事務連絡等により、指示しているところであるが、新たな定員削減計画の実施等、厳しい行財政改革を踏まえ、今般、労災診療費点検等委託業務の範囲に審査点検事務の一部補助を追加することを前提とした試行について、関係機関との協議が終了したことから、本年度、貴局及び (財) 労災保険情報センター群馬事務所での実施について通知する。

なお、日本医師会に対しては、本省において、別紙 1 により協力依頼を行ったところであり、県医師会に対しても日本医師会より協力要請がなされる予定であるので、貴局からも群馬県医師会に対し理解及び協力を得られるよう、また、管下の各労災指定医療機関に対する本試行に係る周知に十全を期すこと。

また、今回の試行については、(財) 労災保険情報センター本部とは協議済であり、本部から群馬事務所へ別紙 2 のとおり指示されているので了知されたい。

おって、本件に係る詳細については、別途指示することとしているので、併せて了知されたい。



基勞補発 0710003 号  
平成18年7月10日

日 本 医 師 会  
副会長 宝住 与一 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部補償課長

労災診療費審査点検事務の補助に係る試行について（依頼）

拝啓、時下ますますのご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より労災補償行政の推進につきましては、格段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

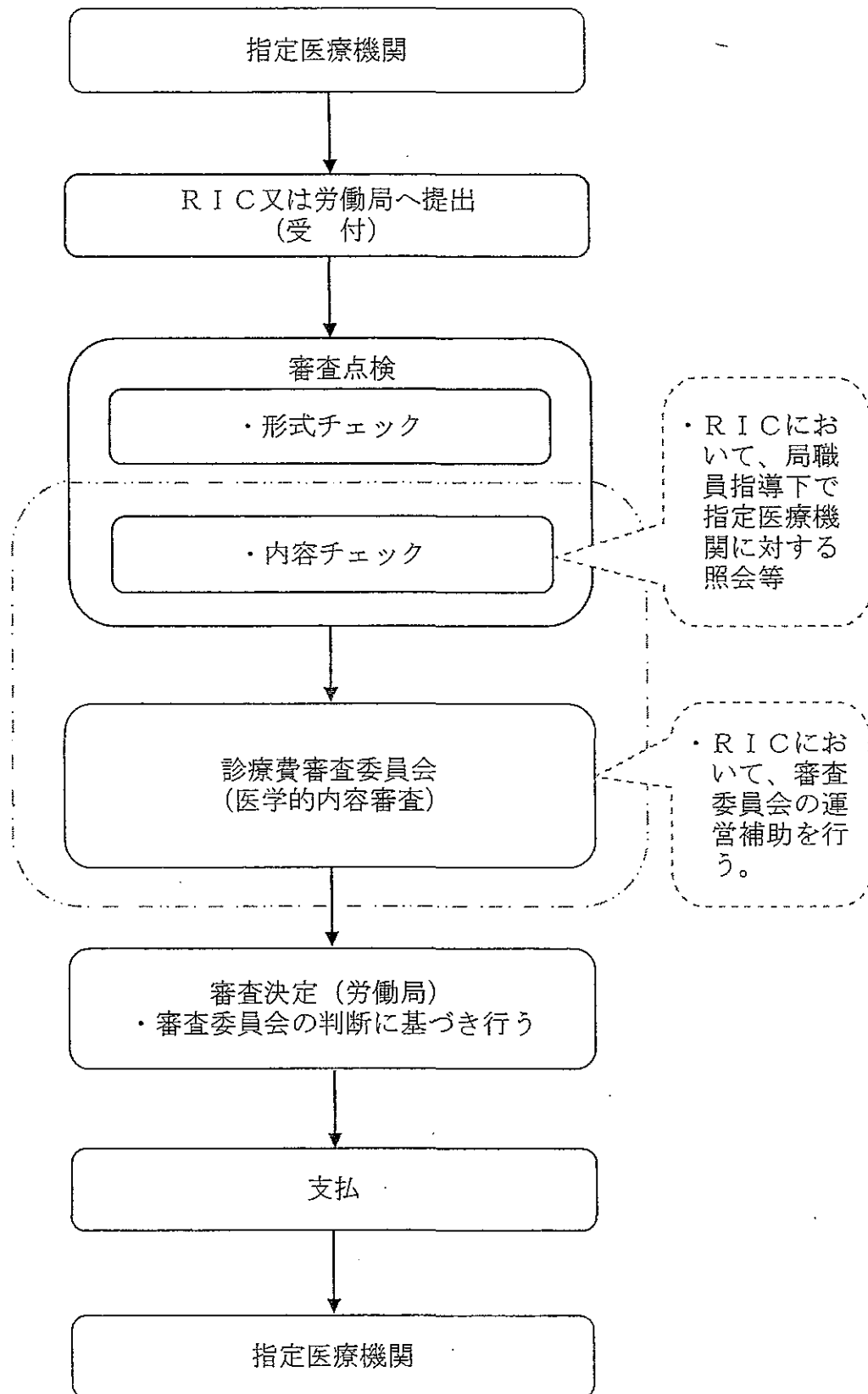
現在の労災補償行政を取り巻く情勢は、行財政改革の進展等、非常に厳しい状況にあるところです。

このような状況の下で、より一層の事務の効率化を図るために、都道府県労働局において実施している審査点検事務のうちの一部を（財）労災保険情報センターに補助させることについて、検討を重ねてきたところであります。

ついては、今般、事務補助の内容について、別紙のとおり取りまとめたことから、今回の措置を検証するため、群馬、熊本の2労働局において、必要な準備を行った上、試行することとしたので、今回の事務補助の趣旨及び試行についてご賢察の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、試行予定の群馬及び熊本県医師会への説明及び関係医療機関への周知については、十全を期すこととしておりますが、貴職からも、県医師会に対し、本件試行に係る協力依頼等について特段のご配慮を賜りますよう併せてお願いいたします。

# 労災診療費審査点検事務の補助に係る試行概要について



労保情発第 79 号  
平成18年 7月10日

群馬事務所長 殿

財団法人 労災保険情報センター  
専務理事 笹川 靖

審査事務点検補助に係る試行について

審査事務点検補助については、平成18年6月28日の全国地方事務所長会議において概要を説明しているところであるが、今般、厚生労働省との協議が整ったことから、本年度貴事務所及び熊本事務所において、試行することとしたので通知する。

なお、日本医師会に対しては厚生労働省において、別紙1により協力依頼を行っており、県医師会に対しても日本医師会より協力要請がなされる予定である。

また、試行労働局については、別紙2により労災補償部補償課長名で通知していることから、試行労働局と十分協議し、労災診療費の審査事務補助の試行が円滑に実施できるよう、十全を期されたい。

おって、試行実施に係る事務処理の具体的内容、研修及び今後のスケジュール等の詳細については別途指示することとしているので、併せて了知されたい。

基労補発 0710002 号  
平成 18 年 7 月 10 日

熊 本 労 働 局  
労 働 基 準 部 長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部補償課長  
( 契 印 省 略 )

労災診療費審査点検事務の補助に係る試行について (通知)

委託業務範囲については、平成 10 年 5 月 1 日付け事務連絡等により、指示しているところであるが、新たな定員削減計画の実施等、厳しい行財政改革を踏まえ、今般、労災診療費点検等委託業務の範囲に審査点検事務の一部補助を追加することを前提とした試行について、関係機関との協議が終了したことから、本年度、貴局及び (財) 労災保険情報センター熊本事務所での実施について通知する。

なお、日本医師会に対しては、本省において、別紙 1 により協力依頼を行ったところであり、県医師会に対しても日本医師会より協力要請がなされる予定であるので、貴局からも熊本県医師会に対し理解及び協力を得られるよう、また、管下の各労災指定医療機関に対する本試行に係る周知に十全を期すこと。

また、今回の試行については、(財) 労災保険情報センター本部とは協議済であり、本部から熊本事務所へ別紙 2 のとおり指示されているので了知されたい。

おって、本件に係る詳細については、別途指示することとしているので、併せて了知されたい。



基労補発 0710003 号  
平成18年7月10日

日 本 医 師 会  
副会長 宝住 与一 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部補償課長

労災診療費審査点検事務の補助に係る試行について（依頼）

拝啓、時下ますますのご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より労災補償行政の推進につきましては、格段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

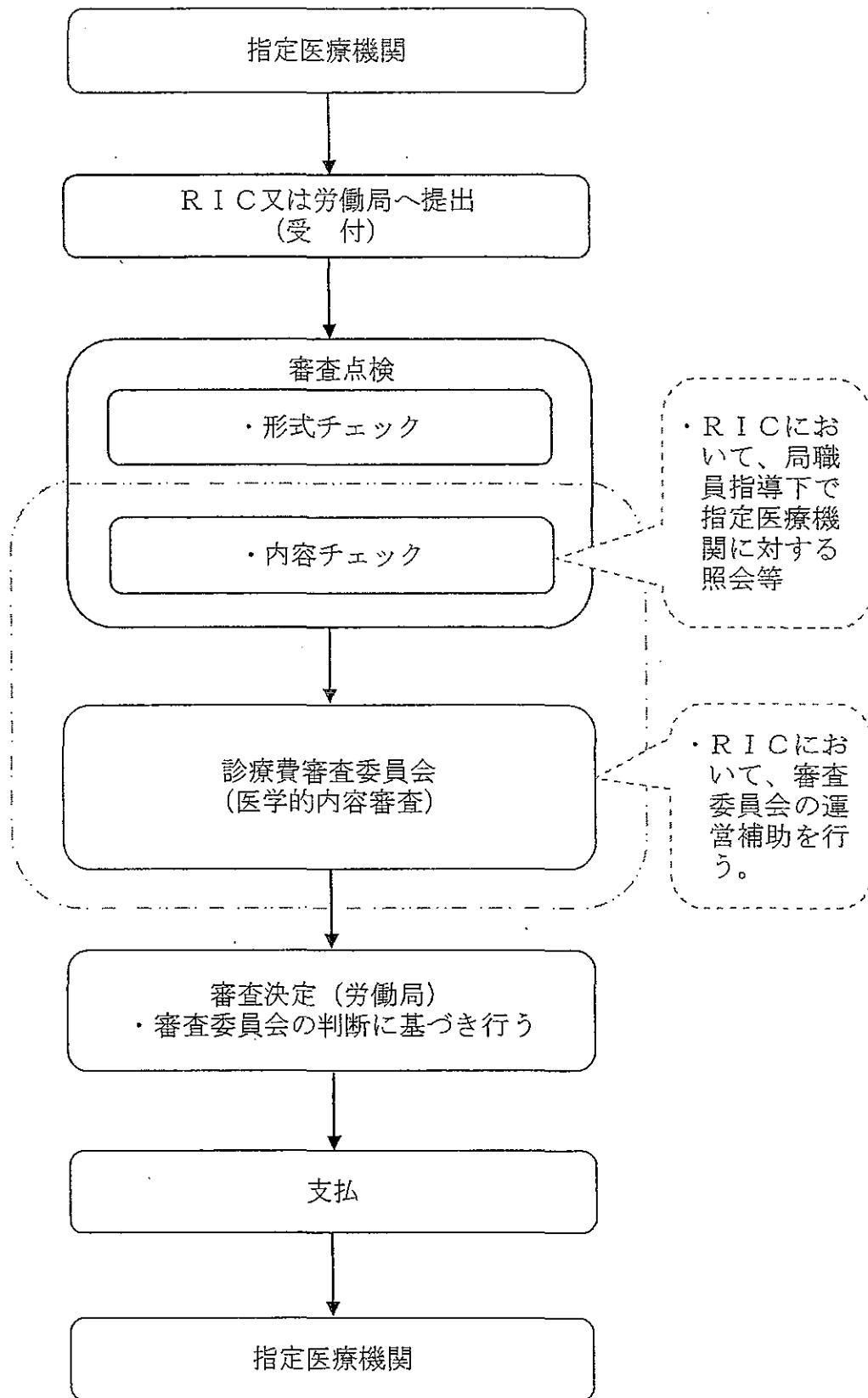
現在の労災補償行政を取り巻く情勢は、行財政改革の進展等、非常に厳しい状況にあるところです。

このような状況の下で、より一層の事務の効率化を図るために、都道府県労働局において実施している審査点検事務のうちの一部を（財）労災保険情報センターに補助させることについて、検討を重ねてきたところであります。

ついては、今般、事務補助の内容について、別紙のとおり取りまとめたことから、今回の措置を検証するため、群馬、熊本の2労働局において、必要な準備を行った上、試行することとしたので、今回の事務補助の趣旨及び試行についてご賢察の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、試行予定の群馬及び熊本県医師会への説明及び関係医療機関への周知については、十全を期すこととしておりますが、貴職からも、県医師会に対し、本件試行に係る協力依頼等について特段のご配慮を賜りますよう併せてお願いいたします。

# 労災診療費審査点検事務の補助に係る試行概要について



労保情発第 79 号  
平成18年 7月10日

熊本事務所長 殿

財団法人 労災保険情報センター  
専務理事 笹川 靖雄

審査点検事務補助に係る試行について

審査点検事務補助については、平成18年6月28日の全国地方事務所長会議において概要を説明しているところであるが、今般、厚生労働省との協議が整ったことから、本年度貴事務所及び群馬事務所において、試行することとしたので通知する。

なお、日本医師会に対しては厚生労働省において、別紙1により協力依頼を行っており、県医師会に対しても日本医師会より協力要請がなされる予定である。

また、試行労働局については、別紙2により労災補償部補償課長名で通知していることから、試行労働局と十分協議し、労災診療費の審査事務補助の試行が円滑に実施できるよう、十全を期されたい。

おって、試行実施に係る事務処理の具体的内容、研修及び今後のスケジュール等の詳細については別途指示することとしているので、併せて了知されたい。



基勞補発 0710003 号  
平成18年7月10日

日 本 医 師 会  
副会長 宝住 与一 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部補償課長

労災診療費審査点検事務の補助に係る試行について（依頼）

拝啓、時下ますますのご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より労災補償行政の推進につきましては、格段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在の労災補償行政を取り巻く情勢は、行財政改革の進展等、非常に厳しい状況にあるところです。

このような状況の下で、より一層の事務の効率化を図るために、都道府県労働局において実施している審査点検事務のうちの一部を（財）労災保険情報センターに補助させることについて、検討を重ねてきたところであります。

については、今般、事務補助の内容について、別紙のとおり取りまとめたことから、今回の措置を検証するため、群馬、熊本の2労働局において、必要な準備を行った上、試行することとしたので、今回の事務補助の趣旨及び試行についてご賢察の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、試行予定の群馬及び熊本県医師会への説明及び関係医療機関への周知については、十全を期すこととしておりますが、貴職からも、県医師会に対し、本件試行に係る協力依頼等について特段のご配慮を賜りますよう併せてお願いいたします。

# 労災診療費審査点検事務の補助に係る試行概要について

